

生産性向上3%の取扱いについて

○定義関係

1. 省燃油型施設等導入の定義

漁船の省エネ推進又は生産性向上に役立ち、漁業者グループの協同化に必要な施設・機材等の導入。〔事業実施要綱より〕

2. 省燃油型施設等導入を実施する漁業者グループが満たす必要がある要件

〔事業実施要領より〕

- ・ 高い燃油価格に対処した省エネ推進又は生産性向上のための意欲的な取組を行うグループであること
- ・ 地域の省エネ推進又は生産性向上活動の中心的役割を担うグループであること
- ・ 協同化計画の取組内容が船の燃油消費量(陸上設備を導入する場合にあっては、当該設備の燃油消費量)を1割以上削減できる取組又は生産性を3パーセント以上向上できる取組みであること
- ・ 省エネ又は生産性向上の技術・設備の導入を含む取組が、漁業者グループの提出した協同化計画に則し、かつ、同計画の実施に不可欠な新技術・設備等であること
- ・ 省エネ又は生産性向上の技術・設備の導入を含む取組が、漁業種類、対象魚種、操業形態等において同様の取組が当該地域及び当該地域と類似の条件にある周辺地域において普及していないものであること
- ・ 省エネ又は生産性向上の技術・設備の導入を含む取組が、当該地域のみに限定されず、類似の条件、事情にある他の地域にも広く普及することが見込まれること
- ・ 原則として、漁業従事者が5名以上で共同利用する技術・設備等であること

3. 省エネ要件「燃油消費量の1割以上削減」について

原則として「船」の燃油消費量を1割以上削減(陸上設備を導入する場合にあっては「当該設備」の燃油消費量を1割以上削減)することをいい、設備導入した経営体毎の燃油消費量とグループ全体の燃油消費量の両方で達成する必要がある。〔事業実施要領より〕

4. 生産性要件「生産性の3%以上向上」について

経営指標(付加生産額、営業利益率、営業利益額等)により、グループ全体又は従業員一人当たりのいずれかで達成する必要がある。〔事業実施要領より〕

○生産性向上(3%以上)関係

1. どのような場合に省エネ要件を用い、どのような場合に生産性要件を用いればよいのか

- (1) 船の設備又は陸上設備の燃油消費量の削減、すなわち船の設備又は陸上設備を燃油消費量の少ないタイプに変える場合は「省エネ要件」を用いる。
- (2) 機器等を導入して付加価値をつけて生産額を増す場合や、漁業の操業方法を変更することにより費用を削減する場合は、「生産性要件」を用いる。
- (3) 機器等を導入して漁業の操業方法を変更することにより燃油の使用量を削減する場合も同様である。

2. 生産性向上3%以上の判定に使用する指標について

- (1) 生産性の向上を示す指標としては、付加生産額、営業利益率、営業利益額のいずれかを用いることが基本となる。
- (2) また、労働時間が換価されにくい個人経営などにおいて省人・省力化の取組みを行う場合には、従業員1人当たりや労働時間当たりの付加生産額を使用することも考えられる。
- (3) 個人経営の場合、会社経営における営業利益額に相当する指標は、事業所得額となる。
- (4) また、生産性の向上は、対象となる経営体の本業全体、漁業部門全体、関係する漁船のみ、養殖部門全体のいずれかによって記載する。

(参考)

付加生産額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

営業利益＝売上総利益－販売費及び一般管理費

＝(売上高－売上原価)－販売費及び一般管理費

営業利益率(%)＝営業利益÷売上高×100

従業者1人当たり付加生産額＝付加生産額÷従業者数

労働時間当たり付加生産額＝付加生産額÷従業者の総労働時間(操業日数)

3. 付加生産額、営業利益率、営業利益額、従業者1人当たり付加生産額、労働時間当たり付加生産額以外の指標について

- (1) 付加生産額、営業利益率、営業利益額、従業者1人当たり付加生産額、労働時間当たり付加生産額とは別の指標を用いる場合には、その理由を合理的に説明する資料を添付すること。
- (2) なお、生産性は、「生産の効率」を指すことから、単なる生産数量や生産金額を生産性向上を判定する指標として使用することはできない。

4. 生産性向上の指標の判定について

- (1) 協同化計画において、グループの参加者の指標を合算して、その向上に取り組むこととしている場合は、合算後の数値で判定する。参加者が個々に指標の向上に取り組む場合は、参加者個々の数値で判定する。(参加者個々の場合には、すべての参加者が生産性の向上を達成する必要がある)。

- (分業で協同化(協業)する場合全体で、個別協同化?は個々の数値をもって判断する。)
- (2)「従業者一人当たり」や「労働時間当たり」の指標の向上に取り組む場合についても、グループ全体の一人当たりの指標の向上に取り組む場合は全体で、参加者個々の一人当たりの指標の向上に取り組む場合は、参加者個々の数値で判定する。(参加者個々の場合には、すべての参加者が生産性の向上を達成する必要がある)。

5. 生産性向上の指標を計算する際の減価償却費のとりあつかいについて

- (1) 漁業経営の実態に即した生産性向上の取り組みとするため、付加生産額、営業利益率、営業利益額、事業所得等を算定する際、助成の対象となる機器設備の減価償却費については、法定耐用年数によるのではなく、実際の使用予定年数によって算定することができる。
- (2) ただし、減価償却費を実際の使用予定年数によって計算する場合には、機器設備の価額の圧縮を行わずに算定するとともに、別途、当該機器設備にかかる修繕費を計上する。
- (3) その際、当該機器設備の減価償却費＝機器設備の価額/使用予定年数＋修繕費として簡略計算することもできる。

6. 指標の裏付けとして提出する添付書類について

- (1) 原則として、決算書類(個人経営の場合には、税務申告書等の裏付けしうる資料)を添付する。
- (2) 漁業部門、関係する漁船のみ又は養殖部門の収益向上を事業の対象としているために、決算書類とは異なる数値による申請をする場合には、決算書類を添付するとともに、数値が決算書類と整合していることについての所属漁業協同組合長等の証明を添付する。
- (3) 労働時間当たりの指標を使用する場合の従業員の労働時間(操業日数)については、それが妥当であることについての所属漁業協同組合長等の証明を添付する。

7. 生産性向上の指標を比較する期間について

会計年度によることを基本とし、事業の実施前は、平成21年度の数値(特段の事情がある場合には、理由を付した上で平成20年度以前の数値も使用可)、事業の実施後の目標値は、平成23年及び24年(2年間)の見込みの平均値を使用する。

8. 複数の漁業種類を兼業している場合の指標等の取扱いについて

- (1) 協同化計画の内容として兼業業種のひとつを対象とした取り組みも可能であるが、生産性向上の評価は、原則として他の兼業業種を含めて、本業全体、漁業部門、関係する漁船のいずれかで判定を行うので、指標やそれを裏付ける添付書類等は、上記2～7に従って記載する。
- (2) なお、本業全体、漁業部門、関係する漁船のいずれかにおいて、会計年度において生産性の3%以上の向上を達成できることが確実であるが、特定の漁業種類の数値や、対象期間を限定した(会計年度によらない)数値による協同化計画しか作成できないといった特段の事情がある場合には、その理由を合理的に説明する資料を添付すること。

○その他

体質強化事業で実施した案件との関係について

体質強化グループ活動支援事業は、過去に実施した案件と全く同じ取組みを再度実施するようなケースについては、取組みの新規を採択要件として規定していることとの関係から、認めることができないので注意されたい。

2. 船舶の建造に支援する場合の取扱いについて

船舶の建造に対する支援の要件は、燃油消費量の削減によるものとし、当該削減に関係する機器設備を単位として計上・評価するものとする。

また、原則として、生産性向上による要件では採択しない。

なお、船舶に対する支援については、補助金の上限を1件(グループ)当たり1億円とする。

3. 漁協自営の取扱いについて

漁協が漁業を自営する場合については1経営体とみなし、漁協単独での事業実施は、認めない。

4. 転業者、新規着業者の取扱いについて

転業者及び新規着業者については、協同化計画において取組の前後を対比させる指標が存在しないことから、本事業の対象とすることはできない。